

☆株主提案書

第〇号議案 定款一部変更の件（1）

▼議案の内容

以下の章を新設する。

第8章 原子力発電からの撤退（発電方式の選択）

第45条 本会社は原子力による発電方式の利用は行わない。

第46条 本会社が所有する原子力発電設備は国に譲渡する。

▼提案の理由

本会社の第一の使命は、健全な経営によって消費者に電力を安定供給することである。

2011年3月に発生した東日本大震災により福島第一原発事故が発生し、同時に原子力発電の安全神話も崩壊した。そして東電のような巨大企業ですら存亡の危機に陥っている。

いったん事故を起こせば、経営が根本から覆されるリスクを包含している原子力発電という発電方法を利用することは、リスクマネージメントから見て健全な運営とは言えない。本会社が健全な運営に立ち戻るために、原子力発電から撤退すべきである。

たかが、電気のために、道民が放射能に被曝(ひばく)し生命を脅かされることは許せない。

原子力発電に伴い生成される放射性廃棄物の無毒化の技術が無いにもかかわらず、現世の人間だけが原子力発電の恩恵を享受し、未来の子供たちに放射性廃棄物という負の遺産を残し、さまざまな健康障害・先天性障害などの負担を押しつけることは倫理上許されない。

第〇号議案 定款一部変更の件 (2)

▼議案の内容

以下の章を新設する。

9章 役員報酬の個別開示

(役員報酬の個別開示)

第47条 個々の役員の報酬、賞与その他、職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益は遅滞無く公表する。

▼提案の理由

株主は、役員の選任を行って、取締役には会社の経営を、監査役には会計ならびに業務の監査を委任している。委任内容と報酬が見合っているか個人別に判断する必要がある。

役員の報酬が、適切なものであったか否かを株主に説明し、判断材料を提供する責務が取締役会にある。加えて、電力は道民生活のベースを成すものであり公的な性格を有している。ちなみに今期は、長期間にわたり全道民に節電の協力をお願いするなどの負担を強いてきている。一般の民間企業に比べればはるかに厳しく経営の透明性を確保しなければならない。

株主への配当を削らざるを得ないような深刻な経営上の危機に至った場合、役員は、遅滞なくその責任を負うために、無配当の期間を無報酬とする。

役員個々人に対する報酬・賞与の減額後の金額を明らかにするよう求める。